

○議長(山崎正昭君) これより発議者の趣旨説明を求めます。小西洋之君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔小西洋之君登壇、拍手〕

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でござります。

冒頭、去る台風十八号による災害による被害者の皆様に心よりのお見舞いを申し上げますとともに、各行政機関の引き続きの救援、救護の取組をお願いを申し上げます。

それでは、私は、会派を代表して、ただいま議題となりました我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会委員長鴻池祥肇君問責決議案について、提案の理由の説明を行います。

以下に、本決議案を朗読いたします。

本院は、我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長鴻池祥肇君を問責する。

右決議する。

以下に、本決議案を提案する理由を申し上げますが、その前に、昨日十七日の特別委員会における平和安全法制と安保法案その他事項の採決の重大なる瑕疵について弾劾をさせていただきます。

昨日の強行採決は、あらうことか国会法の定める委員会制度の趣旨に違反し、委員外の与党議員が突然に委員長を取り囲んで採決を強行したものであります。野党議員がそうした取り囲み行為を

行う場合とは異なり、昨日は、野党議員は、委員長が何を話し、何をしようとしていたのかさえも全く推量不能であり、その結果、事実として、野党議員は主権者である国民の皆様から託された表決権を何ら行使することができなかつたものであります。

また、当日の議場には、国会議員ではない与党政書の皆さんも入り込み、我ら野党議員の表決権の保持を妨害する行為を行つていていたことが事実の検証により明らかになつてきているものと承知をいたします。まさに信じ難い暴挙でございま

す。委員長は国会法四十八条で議事整理権を有しているものの、議会制度の本旨そのものであり、議事整理権の目的そのものである委員の表決権を奪うこととはできないのであります。野党議員が表決権を行使できなかつた今回の採決は、当然に無効であります。なお、議長は、委員長から委員会での議事について報告を受ける立場にあり、こうした一見明白かつ重大この上ない瑕疵ある表决が強行された以上、安保法案採決のためにセットされた本本会議も当然に無効であります。

その上で、以下、本決議案の提案理由を申し上げます。

鴻池委員長におかれでは、違憲立法の審議といふ日本国憲法下、重大極まりない特別委員会の運営に当たり、ある一時の時期に至るまでは、私のような一期生議員においても十分に理解し、また尊敬させていただけるような公正公平な委員会運営に努めていただいておりました。

特に、解釈変更の最終案文の事前の十分なる国会審議を義務付けた昨年六月十一日の参議院憲法審査会附帯決議などを完全に無視し、我々議会を金否定し、国民の憲法を奪い去る解釈改憲を強行した安倍内閣の七・一閣議決定における次の言葉、「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。」、実は七・一閣議決定にこの

言葉が書いてあるわけでございます。まさに盗人たけだけしいと言つほかない言葉ではないでしょうか。

その国民の憲法を奪つた一味の方であります、まさに本領を發揮したというべき議長総理補佐官の暴言に際し、鴻池委員長は御英断をもつて、議会初めての總理補佐官の参考人招致を実現いたしました。まさに良識の府のあるべき姿を示していただいたものと思います。

また、そのときの鴻池委員長自らの議長総理補佐官に対する質疑、さきの大戦の反省から、貴族院が止められなかつたあの軍部の戦争に至つた道といふものを十分反省をしながら、参議院の存在を一生懸命つくり上げた、この委員長のお言葉、さらには、参議院は衆議院の下部組織ではない、ましてや官邸の下請機関などではないとの議会人としての矜持のお言葉は、今や風前のともしびにある我が良識の府参議院に集う一議員として深い感銘と決意をいたしました。

しかし、誠に残念かつ遺憾なことに、その後の鴻池委員長の委員会運営は、主権者である国民の憲法をじゅうりんする安倍政治の暴走の中で、地方公聴会の開催の決定など、委員長のお力、御尽力をいただいたるものでございました。

報道によれば、鴻池委員長におかれでは、十会派のうちの五つの会派が賛成したのだから強行採決ではないとおっしゃつてゐることであります。しかし、主権者である国民から見れば、その代表である我々野党議員が表決に加わることすらできず、何よりも主権者国民の憲法が違憲立法によつて奪われたという意味において、これを強行採決以外の言葉で表現することはできないのであります。

官 報 (号 外)

あえて表現する言葉があるとすれば、もう一つの強行採決でござります。道徳的な観点から見た悪い行い、そうした凶行採決であれば、この事柄の本質を的確に表すことができるものであると考えるところでござります。

では、この強行採決に至る経緯でござりますが、九月十五日開催の中央公聴会の職権による開催及び十六日開催の地方公聴会の開催後の締めくくり的総括質疑の職権設定などがございました。特に、十六日の地方公聴会開催後の十八時、午後六時に職権で締めくくり的総括質疑の委員会立てが行われました。これは、議会の歴史において前例のないことでござります。

そして、そこから、このおきて破りの違憲立法の強行採決を阻止するとともに、各公聴会で明らかになつた違憲論点について十分な審議を求める我々野党側と、国民と憲法を無視し、しゃにむに採決を目指す与党側の徹夜の対峙の後に、途中、委員長の配慮による人道的見地からの休戦の時間もございましたが、十七日の朝、私の理解しているところによりますと、八時五十分に理事会がセットされることとなりました。しかし、その十七日の朝の理事会は、いつもの第一理事会室ではなく、何と第一委員会室の看板が替えられて、あの広々とした第一委員会室の中で強行をされたものであります。まさにだまし討ちとしか言いようのない暴挙であります。

会期は二十七日まであります。なぜこのような手段を強行してくるのか。第一理事会室の運営も国民の皆様の税金から成り立つております。理事会として使うべき部屋を使わず、何の目的を持つて広々とした第一委員会室を理事会室に充てたのでございましょうか。こうした議会のルールを裏切ることは、すなわち国民に対する裏切りであり、全く国民の皆様の理解は得られないものであります。

そして、鴻池委員長の不信任案が否決された後に、冒頭申し上げた国会法の趣旨に違反する外人

部隊の応援による実力行使によって強行採決に至つてゐるのであります。そして、地方公聴会の派遣報告を行うこともなく、十七日に採決を強行したのであります。私は特別委員会の委員として意見陳述があり、また、公述人の方と質疑者ができなままに安保法を強行採決されているのであります。

また、中央公聴会を含め、強行採決により、どちらの公聴会についても、公述人の方々からいただいた貴重な御意見を法案審議に生かす、また、法案審議に反映させていただくための委員会審議を開催することは一度もできませんでした。さらに、強行採決により、何と良識の府である我が参議院において参考人の質疑が衆議院よりも一回少ない、衆議院は二回やつておりますけれども、我が参議院は一度しか行っていない。良識の府は、また別名で熟議の府と言われておりますけれども、どこが熟議の府なんぞございましょうが。

そして、この切り捨てられ、軽んじられた各公聴会及び参考人質疑が本特別委員会ほど重要な意義を有するものはいまだかつてなかつたと申し上げさせていただいても過言ではないのであります。なぜなら、本本会議に緊急上程されている安保法制は、元最高裁長官・元最高裁判事、元内閣法制局長官、憲法学者の方々等々、その専門的見識において、決して一人ではなく、我が国の法の支配を支え、発展させてくださつてきたかけがえのない有識者の方々の御指摘でございます、その御指摘が一致しているものは、この安保法は違憲立法であるということでござります。

衆参の議会が安倍内閣の解釈改憲を阻止できず、昨年七月一日、国民の皆様の憲法を守れず、そして、あらうことか衆議院においては違憲立法の強行採決を行い、そして、我が良識の府の参議院でもこの違憲立法の審議を受けている。まさ

に、我が參議院の公聽会などは、憲法の唯一の所
有者であります主権者である國民の皆様の声をい
ただくその役割として、これまでになく、この上
のない、かけがえのない重要な役割を持つていた
ものでござります。

さらに、地方公聽会においては、前學術會議會
長の廣渡公述人において、専門的見識を平氣で
じゅうりんする安倍總理は、反平和主義、反民主
主義、反立憲主義に加えて、反知性主義であると
厳しく批判されていたということをございます。
安倍内閣の解釈改憲と違憲立法の根底にあるこの
安倍總理の政治家としての本質、こうしたことも
しつかりとこの公聽会の御意見をいただいて我々
の審議に反映させなければいけなかつた、そのこ
とが切り捨てられているわけでござります。

このように、鴻池委員長の差配の下、強行され
るに至つた議事運営は、議会の歴史に前例のな
い、國民を無視し、國民の代表の野党議員をもじゅうりんする
し、かつ良識の府の議事運営をもじゅうりんする
強行採決であつたのであります。以上の理由を
もつて、鴻池委員長は十二分に問責に値するので
あります。

特に忘れてはいけないことがござります。この
ような異常な手続の下に採決された法案をこの本
會議で立法することは、その法律の下の武力行使
を始めとする軍事力の行使で間違なく戦死を余
儀なくする自衛隊の皆さん、そして、集団的自衛
権行使による相手国からの反撃等々により間違
なく死傷することになる、またテロも受けること
になるでしよう、そうした生命や身体が傷つけら
れてしまう國民の皆さんに対して、どのようにも
説明が付かないことがあります。

皆様既に御存じのとおり、昨日の強行採決の議
事録、騒乱によつて、騒動によつて聴取不能とい
うことしか書かれていないわけでござります。そ
のような特別委員会の採決で、自衛隊員を始めと
する國民の皆さんを戦争のその脅威にさらす、あ
るいはその被害にさらす、そうしたことが許され

るんでしようか。この安保法案は廃案しかない、そのことを信念を持つて申し上げをさせていただきます。

しかし、今申し上げましたこれら、はるか全てを超えて、最も鴻池委員長に対し問責が追及されなければいけない問題があるのであります。鴻池委員長のこの特別委員会の委員長としての議事運営における最高にして最大の責任、それは、鴻池委員長の、憲法第九十九条、憲法尊重擁護義務違反であります。

委員長は国会法により議事整理権を有しますが、それが委員長自身の憲法尊重擁護義務及び憲法九十七条の最高法規の規定によつて、あくまでもその議事整理権は日本国憲法を尊重し擁護する範囲でしか行使できない、行使しなければならないことは明々白々であります。これを更に我々立法府全体、国會議員全体会の問題として敷衍化してみたときに、立法府の役割とは、安倍内閣によつて強行された違憲の解釈改憲に基づく違憲立法を阻止する、この一点にあるのであります。

鴻池委員長は、こうした憲法上の義務に基づき、今日まさにこの瞬間にこの国会の周辺で、そして全国で行われている市民の皆様の抗議の声、そして抗議のそのデモ等の取組、徹底審議をしなければならない、この安保法制は廃案にしなければならない、鴻池委員長は、まさにこの国民の声を受け止め、胸に刻み、それを自らの憲法上の義務の下、違憲立法については即刻廃案とする議事整理を行う責務を負つていたのであります。

しかも、本日のつい三日前の中央公聴会、そして僅か二日前の地方公聴会で、一見明白にして深刻、かつ多数の違憲論点が示されていたばかりでござります。こうした違憲論点を論理的に完璧に我々立法院が白黒を付けなければ、国會議員として、そして委員会として、我々は憲法尊重擁護義務を全うしたことにはならないのであります。

そして、鴻池委員長の第一のその職務というも

のは、この議会そして我々国會議員が有する憲法尊重擁護義務を全うさせる、そうした議事運営、議事整理権を行使することにあつたのであります。

しかし、こうした見解について、憲法の最終解釈権を有するのは最高裁である、だからそこに白黒を任せればいいという暴論がございます。安倍総理も再三国会でおつしやつておりました。法案審議はいいじやないか、最高裁に任せればいいじやないかという趣旨というふうに私は理解をしております。

なぜこれが暴論なのでしょうか。それは、安倍総理は、憲法が定める三権分立の眞の趣旨を何ら理解していないからであります。我々立法府の役割は、国民を代表する唯一の代表機関として、違憲の法律によって国民が不条理に傷つくのを阻止する、国民を守ることにあります。

我が国の憲法の下で、司法権、最高裁がその役割を行ふべき、それはただ一点でございます。国民の具体的な権利が違憲の法律によって侵害されたときだけです。つまり、最高裁に任せればいいというのは、国民が違憲の立法で先に戦傷ついても構わない、国民がテロに見舞われても構わないと言つていることと全く同じなのでございります。

こう言つてはなんですか、衆議院も含め、一度も安倍総理から見解として述べられたことがなかつたことは、まさに安倍総理が立憲主義、法の支配、そして憲法の何たるかが全く分かつていいことの証明以外の何物でもございません。

安倍総理はかつて、今から三年前だつたでしょうか、三月二十九日の参議院予算委員会で私の質

問に対し、日本国憲法で一番大切な条文、憲法の目的そのものを定めた憲法十三条について全く知らない、全く理解すらしていらないということが白日の下に明らかになりました。

私の質疑に先立つ約一ヶ月前、同僚議員でございます、先輩議員でございます藤末議員の質問、鋭い切り込みでございました。二月の二十六日でございます。自民党的憲法草案にある、憲法十三条の公共の福祉の言葉を公益及び公の秩序に塗り替える、取り替える、その趣旨を藤末議員は追及をされたのでござります。

実は、この公共の福祉の意味、自民党的皆さんが理解しているように、国民の権利を超えた社会全体の大きな価値を意味するものではございません。過去の歴代の政府の憲法解釈、そして累次の最高裁判決によってまさに積み上がつた、確立した解釈がございます。それは、憲法十三条に定める個々の国民のかけがえのない幸福追求権を、共に生きる社会の下に、公共の原理の下に調整をする、その原理の意味が公共の福祉という言葉の意味でございます。その公共の福祉の言葉を、誰が作つたか定義したかも分からぬ、社会全体の価値に置き換えた瞬間、まさに憲法的に戦前の明治死しても構わない、国民がテロに見舞われても構わないと言つていることと全く同じなのでござります。

その三月二十九日における私の国会の質問、この質問でございました。事前に質問通告はしっかりとさせていただいておりました。質問通告は、まさに二月の二十六日、藤末議員が追及をされておりますので、この通常国会で質問された憲法の条文について安倍総理に質問するので、どうか答えてください、準備をお願いしますという質問通告をさせていただいておりました。

質問その一、憲法で包括的な人権規定と呼ばれる条文は第何条でしようか。安倍総理の当時の答弁がござりますので、ちょっと読み上げをさせていただきます。小西洋之君、憲法において包括的

な人権規定と言われる条文は何条ですか。安倍総理、今そういうクイズのような質問をされても、余り生産性はないんじゃないですか。

小西洋之君、憲法において個人の尊厳の尊重を包括的に定めた条文は何条ですか。内閣総理大臣安倍晋三君、それをいきなり聞かれても、今お答えできません。さつき申し上げました、通告はちゃんとしております。小西洋之君、幸福追求権を定めた条文は憲法第何条ですか。内閣総理大臣安倍晋三君、それ、こういうやり取りは、私何の意味があるか分かりませんよ、これ、やるんだつたら大学の憲法学の講義でやつてください。

理、今そういうクイズのような質問をされても、必ずしも憲法の何たるかが全く分かっていない安倍総理が、我々国会を切り捨て、国民の皆様を切り捨てて強行したのが昨年七月一日の解釈改憲であります。そして、この違憲立法はその違憲の解釈改憲の上に成り立つてゐるわけでございます。

しかし、実は、今申し上げましたその参議院予算委員会の質疑の当時、私も、そして恐らく日本社会も、先ほどの安倍総理の答弁には、もっと恐ろしい、思わず身の毛のよだつような大切なことを加えさせていただきます。にやにや笑いながらこうお答えになりました、私は存じ上げております。

小西洋之君、芦部信喜さんという憲法学者、御存じですか。内閣総理大臣安倍晋三君、少し解説を加えさせていただきます。にやにや笑いながらこうお答えになりました、私は存じ上げております。

先輩、同僚の議員の皆様にはもう御説明するまでもなく、憲法十三条は、日本国憲法の目的そのものの、個人の尊厳の尊重を定めた究極の条文でございます。内閣総理大臣が何のために存在するのか、我々国會議員が何のために存在するのか、全てその根拠、その意味はこの憲法十三条に行き着くわけでございます。

ところが、国會議員を二十年余りお務めになつていた安倍総理は、しかも憲法改正が我が国議員としての使命である、存念である、そうした趣旨を再三にわたりおつしやつていた安倍総理が、憲法で一番大切な条文についてまるつきり何にも理解もせず、知りもしなかつたわけでございます。

ちなみに、芦部信喜先生、良識の府の先輩、同僚の議員の皆様は十分御承知いただいておると思いますけれども、この違憲立法の重要な違憲論点でございます立法事実論、我が國の憲法学において、戦後立法事実論を体系立てた、戦後憲法学の泰斗でございます。

安倍総理が芦部信喜先生のお名前すら知らな

かつたということは、日銀總裁がケインズを知らずに金融政策をやつてしまつようなもの、あるいはお医者様が医学を勉強せずに手術をやつてしまふようなものというような、多くの国民の皆様の驚きと批判があふれておりました。

まさに憲法の何たるかが全く分かっていない安倍総理が、我々国会を切り捨て、国民の皆様を切り捨てて強行したのが昨年七月一日の解釈改憲であります。そして、この違憲立法はその違憲の解釈改憲の上に成り立つてゐるわけでございます。

官 報 (号 外)

私は、元々、脳卒中で寝たきりでありました父親への思いから、産業政策の官僚を辞めて医療福祉を頑張りたいという思いでこの国政に臨ませていただきました。自民党や公明党、あるいは一部野党的先生方、そして様々な議員立法等々を御指導をいただきました。しかし、皆様、皆様はこんな安倍総理に付いていくんでしようか。そのことをどうかお考えいただきたいと思います。

そして、その上で、私のこの演説の本旨でござります鴻池委員長の問責に触れさせていただきたいと思います。

鴻池委員長のその使命、それは、先ほど申し上げました、この安倍総理のような憲法も何も分からぬ总理大臣を、国民に代わって、国民の唯一のこの代表機関をしっかりと、鴻池委員長自らが担う憲法尊重遵守義務に照らして違憲の立法をしっかりと論理的に追及し、その白黒を国民の前に明らかにすることにあります。

しかし、残念ながら鴻池委員長はそうした取組を十分に行つていただくことができませんでした。御本人はやりたかったんだと思います。しかし、できなかつた。それが現実でございます。

○議長(山崎正昭君) 小西君、時間がかなり経過をいたしております。簡単に願います。

○小西洋之君(継) ここで、先ほど申し上げました、私のこの趣旨説明、本旨は鴻池委員長の憲法違反問題をお訴えさせていただくことになります。

この憲法違反問題の追及に入る前に、私個人として鴻池委員長への思いを申し上げさせていただきたく存じます。

保守政治の矜持を持つた、尊敬すべき大先輩と存じます。公平公正な議事運営においては、大臣や与党議員を時には叱責なさるお姿もございました。また、私は、違憲立法が平然と審議されるこ

の異常な国会の状況下において懸命の発言を重ねてまいりました。私が質疑で担当でないときの発言でござります。それについて、私に対して名指しで一度も御注意をいただいたことはございませんでした。

しかし、ただ一度、委員会の二日目、私自身、自分でもやり過ぎと思ったその発言のときに、鴻池委員長から厳しい注意のまなざしをいただきました。私もそれは素直に受け止めさせていたただきました。すると、委員長は、男らしい口を真一文字に結んで、分かったか、この表情で私に指導をしてくださつたのでござります。

その後は、私において国民の憲法を守るためにやむにやまれぬ発言を、私の常に座席正面にいらっしゃる鴻池委員長の表情を拝見しながら、こうした国民のための発言を行つていいのかどうか、それを確認しながら、そして鴻池委員長のその姿勢に教えられながら、また鴻池委員長を信頼申し上げながら頑張らさせていただくことができましたのであります。

また、ある機会に私が自分の拙著を献本申し上げたところ、そのお礼として結構な鴻池委員長の御地元の赤穂の切腹最中と義士ようかんをいたしました。私のような一期生の議員に対しこのような丁寧な御札を下さる委員長のお人柄に感動しました。一方で、この重大極まりない違憲立法の審議を預かる委員長のお立場として、切腹最中というそのお名前、何か委員長において特別な意味を有するものがあるのではないかなと思慮してまいりましたが、有り難く私もいただいたところでござります。

○議長(山崎正昭君) 小西君、再々申し上げます。時間がかなり経過をいたしております。簡単になります。

に、その最前列においてました私は、まさに形成されようとするそのスクラムの中に、議事進行表を決して抱え込むのでもなく、ひょっとすれば容易にその議事進行表を決して抱え込まぬ手放されてしまいそうな御様子の鴻池委員長を拝見したのでありました。その後、たちまち鴻池委員長と私の間には与党議員によるスクラムの壁ができてしまいまして、私はあのスクラム、かまくら戦法とも呼ばれているようございまますが、その後のスクラムの中での委員長の強行採決の真意を拝見したように思つた次第でございました。

ですので、今朝のある朝刊に、鴻池委員長のト着のポケットにダミーの進行表があつた、しかもそれが人気漫画の歌舞伎上演のチラシであつたことは私は到底思えない、信じられないのです。恐らく委員長の懷にあつたのは、まさに我が國の法の支配・立憲主義を特別委員会審議において守ることができなかつた保守政治家の良心であります覚悟をしたためた文書であつたのではないかと思わざるを得ないのです。

こうした鴻池委員長への思いを申し上げ、しかし、私も国民から憲法尊重擁護義務を有する国会議員の一人として、委員長が阻止していただけなかつた安保法制の違憲問題とともに、それに関する委員長の議事進行等の問責事項を申し上げさせていただきます。

なぜならば、安保法制がなぜ憲法違反なのか、その憲法問題を私のこの趣旨説明で申し上げない限り、先ほどの安倍総理の問責決議の否決の際に……

○議長(山崎正昭君) 小西君、時間が大幅に経過をいたしております。このままですと発言を禁止せざるを得ない。簡単に願います。

○小西洋之君(続) 大いなる拍手をなさつでいたる議員の皆様及び一部野党議員の皆様におかれましては、その全ての方々の憲法尊重擁護義務を

果たすことにはならず、かつ、その義務の全うの機会をいただいた私としても、不当な言論封殺の動議が可決されていることは十分議会人の一人として承知はしつつも、一方で、あくまでもこの問責決議案の理由として委員長の憲法違反問題を提起させていただく以上、国会審議における憲法違反の理由には大小もなく、また問題の過不足もなく、私は一国会議員として、国民の皆様のために、全ての憲法違反の論点について鴻池委員長の問責理由として皆様に御説明申し上げなければならぬわけでございます。

この鴻池委員長の問責決議案、その審議の在り方につきまして……

○議長(山崎正昭君) 小西君、時間が大幅に経過をいたしております。このままでと発言を禁止せざるを得ません。簡単に願います。

○小西洋之君(続) 先ほどから再三御注意をいただいてござります山崎正昭議長始め、ここにいらっしゃる全參議院議員がひとしく負うところの憲法遵守擁護義務をその適正な理解の下に果たしていただきたい、そつとして初めてその上で正当な審議を行つていただきたいと理解するところでございます。

では、鴻池委員長のその憲法問題について申し上げをさせていただきます。

冒頭、この度の安保法制について特別の思いをお持ちである、ある国民の方の魂の叫びを皆様に御紹介をさせていただきます。

昨年、二〇一四年八月九日、長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典、被爆者代表城台美弥子さんの平和の誓いの一節でございます。

今、進められている集団的自衛権の行使容認は、日本国憲法を踏みにじる暴挙です。日本が戦争できるようになり、武力で守ろうと言うのです

か。日本の未来を担う若者や子供たちを脅かさないでください。被爆者の苦しみを忘れ、なかつたことにしないでください。

○議長(山崎正昭君) 小西君、再々申し上げます。時間が大幅に経過をいたしております。このままですと発言を禁止せざるを得ません。再度、簡単に願います。

○小西洋之君(続) こうした被爆者の方の魂の叫び、しかもこれは、皆さん、安倍総理の面前で被爆者の方が上げた魂の叫びではないですか。我が良識の府は、この被爆者の方の叫びに、求めに真摯に応えているんでしょうか。私は応えていないと思います。

今からその理由を皆様にお伝えをさせていただきます。ラジオ等を通じて、この議場でお聞きになつておられる国民の皆様にも是非お伝えをさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げました、安倍総理がどのように国民の皆様の憲法をじゅうりんしたか、なぜ集団的自衛権の行使は憲法九条において憲法違反であるのか。新しく有権者となられた十八歳の日本国民の皆さんでも容易に理解していただける、その解釈改憲のからくりを、鴻池委員長の問責議の提案理由の中にしつかりと刻ませていただきま

す。去る九月十五日の中央公聴会で元最高裁判事の濱田邦夫弁護士がおつしやいました。集団的自衛権の行使の解釈変更は憲法違反であるとおつしやいました。すなわち、濱田先生は、昭和四十七年政府見解という憲法九条の解釈文書の中に限定的な集団的自衛権が可能であると書き込まれているというように明言をされました。元最高裁の判事が、仮に憲法が訴訟になつても、それは最高裁で、裁判所で通用しない、安倍内閣の合憲主張は通用しない論法であると明言をなさつたので

ございます。

そして、それを更に完膚なきまでにたたきのめしていらっしゃることでございます。法匪とい

う言葉がございますが、法文そのものの意図するところとは懸け離れたことを主張するあしき例である、安倍内閣の解釈改憲は法匪の手によるあります。元最高裁判事が鴻池委員長の下の特別委員会の中央公聴会で断言をなさつたのであります。

そして、このようにもおつしやつております。安内閣の解釈改憲のその論法でございますけれども、とても法律専門家の検証に堪えられない、およそもともな法律家としての訓練、素養を積んだ方であれば、こんなばかばかしい不正な解釈改憲はあつという間に憲法違反である、真つ黒い憲法違反である、このような趣旨を断言なさつたわけでございます。

実は、今の真つ黒くろすけの言葉は、もう一人の法律の専門家が、この二院制の両翼を有する衆議院の参考人審議においておつしやつております。最高裁の長官、判事は憲法の番人と呼ばれておりました。我が国の法の支配を担当するもう一人の番人がござります。法の番人と言われる内閣法制局長官でござります。その第十六代法の番人、宮崎礼壹元内閣法制局長官は、黒を白と言いくるめる類いと言うしかありませんなど喝破なさっています。つまり、安倍政権の安保法制は、憲法の番人と呼ばれる元最高裁判事から、そしてそれ具体的な根拠をもつて完全に憲法違反であると断ぜられております。

しかし、皆さん、大事なことを忘れないで下さい。我々は、元最高裁判事が憲法違反だとおつしやっているから憲法違反と理解するんでしょうか。我々は、元最高裁判事が憲法違反だとおつしやつてあるのを、なぜできるようになつたんでしょうか。それは論理的な整合性では到底説明が付かない不正、広辞苑の説明によればインチキがあるわけでございま

す。我々国会議員は、国民の憲法の下、憲法を尊重し、擁護する義務を負つてゐるわけでございます。

憲法を尊重し、擁護する義務を負つてゐる以上、我々自身が、我々国会議員一人一人が、そして我々立法府の意思として、安倍内閣の解釈改憲に對する外國の武力攻撃か、この冒頭の外國の武力攻撃という文言でござりますが、誰に對する外國の武力攻撃か、この昭和四十七年政府見解だけは書かれていないのでござります。実は、ほかの全ての政府見解には誰に對するものか明記をされているわけでございま

す。昭和四十七年見解だけが、我が国に對する武力攻撃であることが余りにも当たり前なので書いていないだけなんですが、その唯一誰に對するかが書いていないんだから、内閣は解釈改憲を強行したわけでござります。

では、なぜ安保法制は憲法九条に違反するのか。濱田元最高裁判事は中央公聴会において、日本語を普通に理解する人であればとおつしやつておられます。最高裁の長官、判事は憲法の番人と呼ばれておりました。我が国の法の支配を担当するもう一人の番人がござります。法の番人と言われる内閣法制局長官でござります。その第十六代法の番人、宮崎礼壹元内閣法制局長官は、黒を白と言いくるめる類いと言つしかありませんなど喝破なさっています。つまり、安倍政権の安保法制は、憲法の番人と呼ばれる元最高裁判事から、そしてこれ具体的な根拠をもつて完全に憲法違反であると断ぜられております。

しかし、それが残念ながら国民の皆様に十分届いていないのでござります。集団的自衛権行使は、安倍内閣の主張する自国防衛のための限定的な集団的自衛権なるものを含めて、全て憲法の条文をえない限りできないと言つてまいりました。この立法府で確立していった解釈でございま

す。しかし、それが残念ながら国民の皆様に十分届いていないのでござります。集団的自衛権行使は、安倍内閣の主張する自国防衛のための限定的な集団的自衛権なるものを含めて、全て憲法の条文をえない限りできないと言つてまいりました。この立法府で確立していった解釈でございま

す。憲法の条文をえない限りできかないものが、なぜできるようになつたんでしょうか。それは論理的な整合性では到底説明が付かない不正、広辞苑の説明によればインチキがあるわけでございま

す。そのインチキでござります。昭和四十七年政府見解の中にあるこの言葉でございます。

○議長(山崎正昭君) 小西君、小西君、時間が大

幅に経過をいたしております。このままですと發言を禁止せざるを得ません。早くまとめてください。

○小西洋之君(続) 外國の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される、これは、当然我が国に對する外國の武力攻撃といふふうに読めますから、我が国に對する外國の武力攻撃によつてかけがえのない日本国民の皆様の生命などが根底から覆される、個別的自衛権の局面でござります。このときだけは、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認……(発言する者あり)

先ほどから私に大きな声をいたいでいる方は、残念ながら、安保の特別委員会で、自衛隊員の命の宣誓でござります、もうこれ以上は申し上げませんけれども、服務の宣誓を正しく申し上げただけなかつた方でござります。

その個別の自衛権しかできないはずのこの文章が、安倍内閣の言うように同盟国に対する外国の武力攻撃と読み替えるとなるかでござります。安倍内閣が大好きな当てはめを行つてみます。

同盟国アメリカ、外国イラン、同盟国アメリカに対する外国イラン、アメリカに対するイランの武力攻撃によつて、日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が、石油が足りなくなつたりするので根底から覆される。何とホルムズ海峡の集団的自衛権ができてしまふんです。(発言する者あり)皆様、大きなやじを飛ばしていただきておりますけれども、よろしいでしようか。

昨年の七月一日の解釈改憲以来、私は、思いのあつた厚生労働委員会を離れ、尊敬する北澤俊美先生の指示に従い、外交防衛委員会に移らせていただいて、この解釈改憲を追及させていただきました。私は、追及すること九か月、九か月目ににして今申し上げたインチキを初めて知つたのでござります。

ただ、これは笑い事ではございません。去る三月二十四日の外交防衛委員会で私がこの解釈改憲の読替えを取り上げるまでは、この我が国の立法院、参議院及び衆議院において、この解釈改憲の根底のからくりは一度も国会で質問されたことがなかつたのでござります。私は、三月二十四日の前日の三月の二十三日、安倍総理の顧問弁護士こと横島長官からこの解釈改憲のからくりを白状させ、早速、翌日にこの証拠を取つたわけでござります。

安倍総理と横島長官は、既にこのように答弁をしております。先ほどの読替えができることによつて、昭和四十七年政府見解を作つた當時から、実は昭和四十七年政府見解の中には集団的自衛権の論理があつたのだと安倍総理は主張しているわけでござります。

これを四十七年政府見解としましよう。今から四十三年前、昨年七月一日だと四十二年前です。

四十二年前に作つた憲法九条の政府見解の中に、誰も気付くことがなく、歴代内閣が誰一人気付くことなく、ひつそりと集団的自衛権の論理が入つてゐたというふうに言つてゐるわけでござります。

なるほど。四十二年前から実は我が国は集団的自衛権ができる國だつたので、安倍総理が言つてゐるよう、七月一日の解釈改憲は、憲法九条には違反しない、平和主義にも反しない、専守防衛も変わらない。なぜならば、ずっと昔からあつた清く正しい憲法九条の解釈だからといふうに安倍総理は言つてゐるわけでござります。

しかし、この安倍総理のインチキは、先ほど申し上げました、十八歳の新しい有権者の方でも……(発言する者あり)あと五分お願いさせていただけますでしょうか。五分で本質的な説明ができるから。(発言する者多し)

では、まとめさせていただきます。

まとめは、鴻池委員長が自らの憲法尊重擁護義務、そしてその下で行うべき委員会の議事整理権、それを憲法に適合するようにして行わなかつた鴻池委員長の憲法違反問題であり、そしてその元凶である安倍内閣、そして安保法制の憲法違反の根幹のからくりの御説明でござります。

先ほど申し上げました昭和四十七年政府見解の中に、安倍総理は、元々集団的自衛権があつたのだと言つております。しかし、この昭和四十七年政府見解、まさに作るきつかけとなりました参議院の質疑があるわけでござります。昭和四十七年見解が作られた昭和四十七年十月の七日の僅か三週間前の我が参議院の決算委員会において、当時の吉國內閣法制局長官、十月七日に昭和四十七年政府見解を作つた責任者でござります。こうした答弁を行つております。昭和四十七年政府見解を作つた吉國長官は、作るきつかけになつた国会質疑でこのようご回答しております。

我が国は憲法九条の戦争放棄の規定によつて、他の防衛、集団的自衛権です、集団的自衛権までをやるということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れない。憲法九条は戦争放棄の規定ではござりますけれども、その規定から言つて、先ほど來何回も同じような答弁を繰り返して恐縮でござりますけれども、我が国が侵略をされ、我が国が外國による武力攻撃を受けて、我が国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵される、つまり、日本国民の生命などが根底から覆されるというときに、この日本、自國を防衛するために必要な措置をとるということが憲法九条で辛うじて認められる自衛のための行動、このようにおつしやつてゐるわけでござります。

つまり、昭和四十七年政府見解を作つた吉国内閣法制局長官が、作るきつかけになつた国会答弁で、同盟国に対する外國の武力攻撃では日本国民の生命などは根底から覆らない、そうした状況下では憲法九条の下で日本が行える自衛の措置、すなわち集団的自衛権はないというふうに言つてゐるわけでござります。

以上、解釈改憲の根幹のからくりを申し上げさせていただきました。

また、鴻池委員長の問題でござりますけれども、参議院の審議において初めて提出された今解釈改憲のインチキを立証する重要な証拠がございました。濱田元最高裁判事も中央公聴会でおつしやつておりました。同時に、同じように作られた防衛庁の政府見解において、我が國の自衛権の発動は我が國自身が武力攻撃を受けたそのときのみであるということがしつかりと明記されているのでございます。

吉國長官の答弁、そして防衛庁政府見解は吉國長官が決裁したものでござります。この二つの証拠をもつて、安保法制は真つ黒な憲法違反であり、国民の皆さんのは憲法九条は今なお何ら変わらない法規範として存在する、そしてそのことを、憲法を、我々国会、民主党を始めとする野党は国民の代表として憲法を守り抜く、そのことを皆様に力強くお誓いを申し上げ、そして特別委員会の

でをやるということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れない。憲法九条は戦争放棄の規定ではござりますけれども、その規定から言つて、先ほど來何回も同じような答弁を繰り返して恐縮でござりますけれども、我が国が侵略をされ、我が国が外國による武力攻撃を受けて、我が国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵される、つまり、日本国民の生命などが根底から覆されるというときに、この日本、自國を防衛するために必要な措置をとるということが憲法九条で辛うじて認められる自衛のための行動、このようにおつしやつてゐるわけでござります。

鴻池委員長の問題を皆様に心からお願いを申し上げまして、私の趣旨説明とさせていただきます。皆様、御清聴ありがとうございました。(拍手)